

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-85584
(P2010-85584A)

(43) 公開日 平成22年4月15日(2010.4.15)

(51) Int.Cl.			F I	テーマコード (参考)		
G09F	3/00	(2006.01)	G09F	3/00	D	
B42D	11/00	(2006.01)	B42D	11/00	E	
G09F	3/02	(2006.01)	G09F	3/02	N	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2008-252899 (P2008-252899)
(22) 出願日 平成20年9月30日 (2008.9.30)

(71) 出願人 000110217
トッパン・フォームズ株式会社
東京都港区東新橋一丁目7番3号
(74) 代理人 100123788
弁理士 官崎 昭夫
(74) 代理人 100106138
弁理士 石橋 政幸
(74) 代理人 100127454
弁理士 緒方 雅昭
(72) 発明者 田中 章文
東京都港区東新橋一丁目7番3号 トッパ
ン・フォームズ株式会社内
(72) 発明者 越智 好則
東京都港区東新橋一丁目7番3号 トッパ
ン・フォームズ株式会社内

最終頁に続く

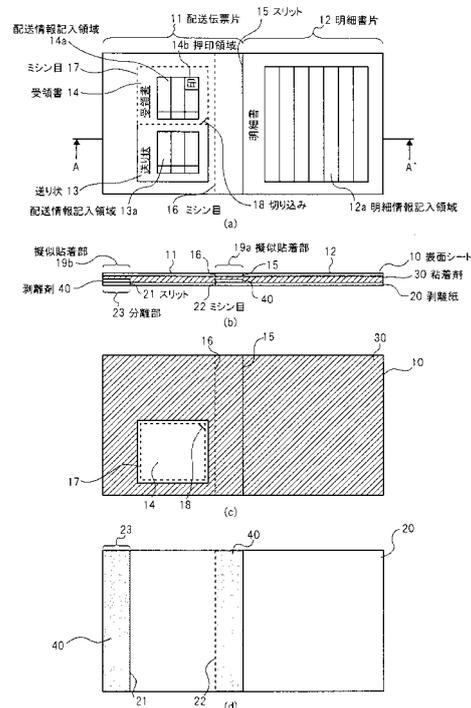
(54) 【発明の名称】 配送用ラベル

(57) 【要約】

【課題】 通知情報が記入された通知情報記入片を配送物とともに送付する場合、作業を煩雑にすることなく、かつ、通知情報記入片と配送物を配送するための配送情報とのマッチングミス防止する。

【解決手段】 配送伝票片 11 と明細書片 12 とが分離可能に接続してなる表面シート 10 と、表面シート 10 に貼着された剥離紙 20 とを有し、配送伝票片 11 は、明細書片 12 との接続方向両端部に、貼着された剥離紙 20 が剥離可能となった擬似貼着部 19 a, 19 b を有し、剥離紙 20 は、配送伝票片 11 の擬似貼着部 19 b に対向する領域が他の領域から分離可能に構成された分離部 23 となっている。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

配送情報が記入または印字される配送情報記入片と通知情報が記入または印字される通知情報記入片とが接続してなる第 1 のシートと、前記第 1 のシートの一方の面に粘着層によって貼着された第 2 のシートとを有してなる配送用ラベルであって、

前記第 1 のシートは、前記配送情報記入片と前記通知情報記入片の接続方向に延びるようにその両側部に沿って第 1 の切り離し線が形成され、前記配送情報記入片の前記第 1 の切り離し線よりも外側が、貼着された前記第 2 のシートが剥離可能となった第 1 の擬似貼着部となり、

前記第 2 のシートは、前記第 1 の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されるとともに、前記通知情報記入片に形成された前記第 1 の切り離し線に対向する領域に第 2 の切り離し線が形成されている配送用ラベル。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載の配送用ラベルにおいて、

前記配送情報記入片と前記通知情報記入片とは分離可能に接続し、

前記配送情報記入片は、前記通知情報記入片との接続方向両端部に、貼着された前記第 2 のシートが剥離可能となった第 2 の擬似貼着部を有し、

前記第 2 のシートは、前記配送情報記入片の前記第 2 の擬似貼着部のうち前記通知情報記入片との接続側とは反対側の第 2 の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されている配送用ラベル。

20

【請求項 3】

配送情報が記入または印字される配送情報記入片と通知情報が記入または印字される通知情報記入片とが分離可能に接続してなる第 1 のシートと、前記第 1 のシートの一方の面に粘着層によって貼着された第 2 のシートとを有してなる配送用ラベルであって、

前記配送情報記入片は、前記通知情報記入片との接続方向両端部に、貼着された前記第 2 のシートが剥離可能となった擬似貼着部を有し、

前記第 2 のシートは、前記配送情報記入片の前記擬似貼着部のうち前記通知情報記入片との接続側とは反対側の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されている配送用ラベル。

30

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の配送用ラベルにおいて、

前記配送情報記入片は、他の領域から分離可能に区画形成された分離票を有し、該分離票の前記第 2 のシートに対向する面には前記粘着層が配置されていない配送用ラベル。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、配送物に貼着される配送用ラベルに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来より、カタログ等を用いて商品を注文し購入する通信販売においては、商品を取り扱う店舗に出向くことなく所望の商品を購入することができるため、主に、店舗に出向く時間のない利用者が多く利用している。また、一冊のカタログに様々なカテゴリーの商品が掲載されているものにおいては、一冊のカタログを用いて様々なカテゴリーの商品を見ることができるため、利用者は自宅等にてあたかも大型店舗に出向いているかのように商品を選択することができる。また、近年においては、インターネットの普及に伴い、インターネットを介して商品を販売するサービスも提供されており、利用者は商品が販売されているサイトにアクセスすることにより、カタログ等を用いた通信販売と同様に、店舗に出向くことなく自宅等にて所望の商品を選択して購入することができる。

40

【0003】

上述したような通信販売を利用して商品を購入する場合は、カタログ等に掲載された商

50

品に付与されたコード番号や商品名を所定の用紙に記入し、郵送もしくはFAXにてこの用紙を販売元に送付する。また、インターネットを介して商品を購入する場合は、商品を販売するサイト上に掲載された商品に付与されたコード番号や商品名を指定する。すると、商品の販売元において、利用者から送付されてきた用紙に記入されたコード番号や商品名、あるいはサイト上にて指定されたコード番号や商品名に基づいて、利用者が指定した配送先に商品を宅配便等で発送するとともに、その利用明細が記載された利用明細書を利用者に送付する。そして、商品を受け取った利用者は、受け取った商品と利用明細書に記載された利用明細とを比較することにより、注文した商品が確かに販売元から発送され利用者が受け取ったかどうかを判断し、その後、商品を注文した際に指定した支払い方法によって購入した商品の料金を支払う。

10

【0004】

このように、カタログやインターネットを用いた通信販売においては、利用者が購入した商品が宅配便等によって利用者に配送される際に、その利用明細が記載された利用明細書が利用者に送付されることになるが、この利用明細書は、利用者が購入した商品と同梱されて利用者に送付されることになる。近年、このような利用明細書を、商品を利用者に配送する際に用いられる配送用ラベルと一体化することにより、配送用ラベルに印字される配送情報と利用明細書に記載される利用明細とのマッチングミス防止の技術が考えられている(例えば、特許文献1参照)。これにより、配送情報と利用明細とが同一のシートに印字され、その後、配送用ラベルと利用明細書とが分離され、配送用ラベルは商品を梱包した段ボール等に貼着され、利用明細書はその段ボール等に入れられて商品が利用者に発送されることになる。

20

【特許文献1】特開2002-311834号公報**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

上述したような通信販売においては、商品を利用者に発送する際に、商品を段ボール等の梱包材に入れる作業の他に、配送用ラベルを段ボール等に貼着する作業と、利用明細が記載された利用明細書を段ボール等に入れる作業との2つの作業を行うこととなる。そのため、商品を利用者に発送する際の作業が煩雑になってしまうとともに、配送用ラベルと利用明細書とを一体化したものをを用いた場合であっても、2つの作業にてマッチングミスが生じた場合、利用明細書が本来の送付先とは異なる利用者に送付されてしまうことになってしまう。

30

【0006】

本発明は、上述したような従来技術が有する問題点に鑑みてなされたものであって、通知情報が記入された通知情報記入片を配送物とともに送付する場合、作業を煩雑にすることなく、かつ、通知情報記入片と配送物を配送するための配送情報とのマッチングミス防止をすることができる配送用ラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

上記目的を達成するために本発明は、

40

配送情報が記入または印字される配送情報記入片と通知情報が記入または印字される通知情報記入片とが接続してなる第1のシートと、前記第1のシートの一方の面に粘着層によって貼着された第2のシートとを有してなる配送用ラベルであって、

前記第1のシートは、前記配送情報記入片と前記通知情報記入片の接続方向に延びるようにその両側部に沿って第1の切り離し線が形成され、前記配送情報記入片の前記第1の切り離し線よりも外側が、貼着された前記第2のシートが剥離可能となった第1の疑似貼着部となり、

前記第2のシートは、前記第1の疑似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されるとともに、前記通知情報記入片に形成された前記第1の切り離し線に対向する領域に第2の切り離し線が形成されている。

50

【0008】

上記のように構成された本発明においては、第1のシートの擬似貼着部から第2のシートを剥離して第1の擬似貼着部に粘着層を表出させるとともに、通知情報記入片及び第2のシートにそれぞれ形成された第1及び第2の切り離し線を切り離し、第1及び第2のシートを配送情報記入片と通知情報記入片との接続部分を中心として折り畳むと、配送情報記入片が表側となり、裏側に通知情報記入片が配置された状態で粘着層によって配送物に貼着されることになる。その後、配送物が配送情報記入片に記入または印字された配送情報に従って配送先に配送され、配送物に貼着された配送情報記入片に形成された第1の切り離し線を切り離すと、配送情報記入片の第1の擬似貼着部のみが配送物に貼着されたままで、配送情報記入片と通知情報記入片を配送物から分離することができる。

10

【0009】

このように、配送情報記入片と通知情報記入片とが同一のシート上に設けられていることにより、配送情報記入片に記入または印字された配送情報と通知情報記入片とのマッチングミスを防止することができる。また、配送情報記入片が表側となり、その裏側に通知情報記入片が配置された状態で配送物に貼着され、その後、配送情報記入片が配送物から剥離されることにより通知情報記入片が取り出されるので、通知情報記入片を配送物とともに段ボール等に入れることなく、配送物の配送先に送付することができる。

【0010】

また、上記構成においてさらに、配送情報記入片と通知情報記入片とが分離可能に接続し、配送情報記入片が、通知情報記入片との接続方向両端部に、貼着された第2のシートが剥離可能となった第2の擬似貼着部を有し、第2のシートが、配送情報記入片の第2の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側とは反対側の第2の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されていれば、第1のシートに設けられた第1の擬似貼着部と第2の擬似貼着部によって配送情報記入片の4辺が配送物に貼着されることになるので、配送物に貼着された状態にて配送物との間に異物が混入してしまうことがなく、また、配送物の配送途中において物がひっかかる等して不用意に剥がれてしまうことを回避することができる。

20

【0011】

また、配送情報が記入または印字される配送情報記入片と通知情報が記入または印字される通知情報記入片とが分離可能に接続してなる第1のシートと、第1のシートの一方の面に粘着層によって貼着された第2のシートとを有してなる配送用ラベルであって、配送情報記入片が、通知情報記入片との接続方向両端部に、貼着された前記第2のシートが剥離可能となった擬似貼着部を有し、第2のシートが、配送情報記入片の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側とは反対側の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されているものにおいては、第1のシートの配送情報記入片と通知情報記入片とを分離するとともに、配送情報記入片の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側の擬似貼着部から第2のシートを剥離し、第2のシートの配送情報記入片が剥離した領域に沿う領域を折り線として第2のシートが内側となるように折り畳み、また、第2のシートの配送情報記入片の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側とは反対側の擬似貼着部に対向する領域を他の領域から分離して配送情報記入片から剥離すると、配送情報記入片の通知情報記入片との接続方向両端部に配置された擬似貼着部にて粘着層がそれぞれ表出し、その粘着層が表出した面側に通知情報記入片が存在することとなり、それにより、配送情報記入片を表側とし、裏側に通知情報記入片が配置された状態で粘着層によって配送物に貼着されることになる。その後、配送物が配送情報記入片に記入または印字された配送情報に従って配送先に配送され、配送物に貼着された配送情報記入片を配送物から剥離すると、配送情報記入片の裏側に配置された通知情報記入片を取り出すことができる。

30

40

【0012】

また、配送情報記入片が、他の領域から分離可能に区画形成された分離票を有し、分離票の第2のシートに対向する面には粘着層が配置されていない構成とすれば、配送情報記入片を配送物に貼着したまま分離票のみを配送情報記入片から分離して配送物から離脱す

50

ることができる。

【発明の効果】

【0013】

以上説明したように本発明においては、配送情報記入片と通知情報記入片とが接続してなる第1のシートと、第1のシートの一方の面に粘着層によって貼着された第2のシートとを有してなる配送用ラベルであって、第1のシートが、配送情報記入片と通知情報記入片の接続方向に延びるようにその両側部に沿って第1の切り離し線が形成され、配送情報記入片の第1の切り離し線よりも外側が、貼着された第2のシートが剥離可能となった第1の擬似貼着部となり、第2のシートが、第1の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されるとともに、通知情報記入片に形成された第1の切り離し線に対向する領域に第2の切り離し線が形成されている構成としたため、第1のシートの第1の擬似貼着部から第2のシートを剥離して第1の擬似貼着部にて粘着層を表出させるとともに、通知情報記入片及び第2のシートにそれぞれ形成された第1及び第2の切り離し線を切り離し、第1及び第2のシートを配送情報記入片と通知情報記入片との接続部分にて折り畳むことにより、配送情報記入片が表側となり、裏側に通知情報記入片が配置された状態で粘着層によって配送物に貼着され、その後、配送物に貼着された配送情報記入片に形成された第1の切り離し線を切り離すと、配送情報記入片の擬似貼着部のみが配送物に貼着されたままで、配送情報記入片と通知情報記入片を配送物から分離することができ、それにより、通知情報記載片を配送先に配送物とともに送付する場合、作業を煩雑にすることなく、かつ、通知情報記載片と配送物を配送するための配送情報とのマッチングミスを防

10

20

【0014】

また、上記構成においてさらに、配送情報記入片と通知情報記入片とが分離可能に接続し、配送情報記入片が、通知情報記入片との接続方向両端部に、貼着された第2のシートが剥離可能となった第2の擬似貼着部を有し、第2のシートが、配送情報記入片の第2の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側とは反対側の第2の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されたものにおいては、第1のシートに設けられた第1の擬似貼着部と第2の擬似貼着部によって配送情報記入片の4辺が配送物に貼着されることになるので、配送物に貼着された状態にて配送物との間に異物が混入してしまうことなく、また、配送物の配送途中において物がひっかかる等して不用意に剥がれてしまうことを回避することができる。

30

【0015】

また、配送情報記入片と通知情報記入片とが分離可能に接続してなる第1のシートと、第1のシートの一方の面に粘着層によって貼着された第2のシートとを有してなる配送用ラベルであって、配送情報記入片が、通知情報記入片との接続方向両端部に、貼着された第2のシートが剥離可能となった擬似貼着部を有し、第2のシートが、配送情報記入片の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側とは反対側の擬似貼着部に対向する領域が他の領域から分離可能に構成されたものにおいては、第1のシートの配送情報記入片と通知情報記入片とを分離するとともに、配送情報記入片の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側の擬似貼着部から第2のシートを剥離し、第2のシートの配送情報記入片が剥離した領域に沿う領域を折り線として第2のシートが内側となるように折り畳み、また、第2のシートの配送情報記入片の擬似貼着部のうち通知情報記入片との接続側とは反対側の擬似貼着部に対向する領域を他の領域から分離して配送情報記入片から剥離し、配送情報記入片を表側とし、その裏側に通知情報記入片が配置された状態で配送物に貼着し、その後、配送情報記入片を配送物から剥離することにより通知情報記入片が取り出されることとなり、それにより、上記同様の効果を奏する。

40

【0016】

また、配送情報記入片が、他の領域から分離可能に区画形成された分離票を有し、分離票の第2のシートに対向する面には粘着層が配置されていない構成としたものにおいては、配送情報記入片を配送物に貼着したまま分離票のみを配送情報記入片から分離して配送

50

物から離脱することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

以下に、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0018】

(第1の実施の形態)

図1は、本発明の配送用ラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は表面から見た図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は表面シート10の裏面の構成を示す図、(d)は剥離紙20の表面シート10との貼着面の構成を示す図である。

【0019】

本形態は図1に示すように、互いに同一形状を有する第1のシートである表面シート10と第2のシートである剥離紙20とが、表面シート10の裏面に粘着剤30が塗布されることにより設けられた粘着層によって貼着されて構成されている。

【0020】

表面シート10は、配送情報記入片である配送伝票片11と、通知情報記入片である明細書片12とがスリット15を介して接続して構成されており、このスリット15によって配送伝票片11と明細書片12とは分離可能となっている。

【0021】

配送伝票片11は、送り状13と分離票である受領書14とを有し、受領書14は、周囲に形成されたミシン目17によって分離可能に区画形成されている。また、受領書14の角部には切り込み18が形成されており、この切り込み18が、受領書14を配送伝票片11から分離する際に摘み代となっている。送り状13及び受領書14には、この配送用ラベルが貼着される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が記入あるいは印字される配送情報記入領域13a, 14aがそれぞれ設けられており、受領書14にはさらに、配送物が配送先に届けられた際に受領印を押下するための押印領域14bが設けられている。

【0022】

明細書片12には、この配送用ラベルが貼着される配送物の詳細が記入あるいは印字される明細情報記入領域12aが設けられている。

【0023】

表面シート10の裏面には、受領書14を除いた領域に粘着剤30が塗布されている。すなわち、受領書14の剥離紙20に対向する面には粘着剤30が塗布されていない。

【0024】

剥離紙20は、表面シート10との貼着面の配送伝票片11に対向する領域のうち、配送伝票片11と明細書片12との接続方向両端部に剥離剤40が塗布されており、それにより、表面シート10の剥離剤40に対向する領域が、剥離紙20が剥離可能となった擬似貼着部19a, 19bとなっている。また、剥離剤40が塗布された領域のうち、配送伝票片11と明細書片12との接続側とは反対側の領域は、スリット21が形成されることによって剥離紙20の他の領域から分離可能な分離部23となっている。さらに、剥離剤40が塗布された領域のうち、配送伝票片11と明細書片12との接続側の領域には、配送伝票片11の内側に剥離剤40に沿って第2の切り離し線であるミシン目22が形成されており、また、配送伝票片10には、ミシン目22に対向する領域に第1の切り離し線であるミシン目16が形成されている。すなわち、ミシン目16は、配送伝票片11の擬似貼着部19a, 19bのうち、明細書片12との接続側の擬似貼着部19aの明細書片12とは反対側に隣接する領域に擬似貼着部19aに沿ってミシン目16が形成されていることになる。なお、剥離紙20の表面シート10との貼着面またはそれとは反対側の面のうち、明細書片12に対向する領域に地紋を印刷しておくことも考えられる。その場合、この配送用ラベルが配送物に貼着された状態において、明細書片12の明細情報記入領域12aに記入または印字された明細情報を外部から視認困難とすることができる。

【0025】

10

20

30

40

50

以下に、上記のように構成された配送用ラベルの使用方法について説明する。

【0026】

まず、図1に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法について説明する。

【0027】

図2は、図1に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法を説明するための図である。

【0028】

図1に示した配送用ラベルを配送物に貼着する場合は、まず、配送伝票片11の擬似貼着部19a, 19bを剥離紙20から剥離する。配送伝票片11は粘着剤30によって剥離紙20に貼着されているものの、擬似貼着部19a, 19bは、剥離紙20の擬似貼着部19a, 19bに対向する領域に塗布された剥離剤40によって剥離紙20から剥離することができる。また、剥離紙20の擬似貼着部19bに対向する領域は、スリット21によって剥離紙20の他の領域から分離可能な分離部23となっているため、剥離紙20の分離部23を擬似貼着部19bから剥離すると、図2(a)に示すように、分離部23は剥離紙20から分離することになる。また、図2(b)に示すように、剥離紙20をミシン目22を中心として折り畳むとともに、表面シート10の明細書片12と剥離紙20の明細書片12に対向する領域を、ミシン目22から明細書片12の配送伝票片11との接続側とは反対側の端部までの略中心部にて明細書片12が内側となるように折り畳む。

10

【0029】

すると、図2(b)に示すように、配送伝票片11の擬似貼着部19a, 19bのみにて粘着剤30がそれぞれ表出し、その粘着剤30が表出した面側に明細書片12が配置された状態となる。なお、本形態においては、剥離紙20及び明細書片12を上述したように折り畳んだ場合に、折り畳まれた領域が、図2(b)に示すように、配送伝票片11の擬似貼着部19a, 19bによって挟まれた領域の長さよりも短くなるような形状となっている。

20

【0030】

そのため、擬似貼着部19a, 19bにて表出した粘着剤30によって配送用ラベルを配送物に貼着すると、図2(c)に示すように、配送伝票片11が表側となり、その裏側に明細書片12が配置された状態となり、図2(d)に示すように、配送伝票片11に設けられた送り状13及び受領書14の配送情報記入領域13a, 14aにそれぞれ記入あるいは印字された配送情報が視認可能となった状態で配送物50が配送先に配送されることとなる。

30

【0031】

次に、図1に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法について説明する。

【0032】

図3は、図1に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法を説明するための図である。

【0033】

図1に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送され、受領書14の押印領域14bに受領印が押下された後、図3(a)に示すように、受領書14の切り込み18を摘み、ミシン目17を破断していくことにより受領書14を配送伝票片11から分離する。この際、配送伝票片11の裏面のうち受領書14の裏面には粘着剤30が塗布されていないため、配送伝票片11から分離した受領書14を配送物50から離脱させて回収することができる。

40

【0034】

次に、図3(b)に示すように、配送伝票片11に形成されたミシン目16を破断していくことにより、図3(c)に示すように配送伝票片11から擬似貼着部19aを分離する。

【0035】

そして、図3(d)に示すように、配送伝票片11の裏側に折り畳まれていた明細書片

50

12及びそれに対向する剥離紙20を広げることにより、図3(e)に示すように、明細書片12の明細情報記入領域12aに記入あるいは印字された明細情報が視認可能となり、配送物50に貼着された擬似貼着部19aを配送物50から剥離することなく、明細情報記入領域12aに記入あるいは印字された明細情報を、この配送用ラベルが貼着された配送先に通知することができる。

【0036】

その後、剥離紙20に形成されたミシン目22を破断することにより、擬似貼着部19bによって配送物50に貼着された配送伝票片11から明細書片12を分離することができる。

【0037】

このように、本形態においては、配送伝票片11と明細書片12とが同一の表面シート10上に設けられていることにより、配送伝票片11の配送情報記入領域13a, 14aに記入または印字された配送情報と明細書片12とのマッチングミスを防ぐことができる。また、配送伝票片11が表側となり、その裏側に明細書片12が配置された状態で配送物50に貼着され、その後、配送伝票片11のミシン目16が破断されることにより、明細書片12が取り出されるので、明細書片12を段ボール等に入れることなく、配送物の配送先に送付することができる。

【0038】

なお、本形態においては、配送伝票片11にミシン目16を形成しておき、このミシン目16を破断することにより、配送用ラベルが配送物50に貼着された状態にて配送伝票片11の裏側に配置された明細書片12を取り出し可能としているが、ミシン目16を設けず、配送物50に貼着された擬似貼着部19a, 19bを配送物50から剥離することにより、明細書片12を取り出し可能としてもよい。また、明細書片12の明細情報記入領域12aに記入あるいは印字された明細情報が視認可能となるだけでよければ、明細書片12を配送伝票片11から分離するためのミシン目22を剥離紙20に形成しておかなくてもよい。

【0039】

(第2の実施の形態)

図4は、本発明の配送用ラベルの第2の実施の形態を示す図であり、(a)は表面から見た図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は表面シート110の裏面の構成を示す図、(d)は剥離紙120の表面シート110との貼着面の構成を示す図である。

【0040】

本形態は図4に示すように、互いに同一形状を有する第1のシートである表面シート110と第2のシートである剥離紙120とが、表面シート110の裏面に粘着剤130が塗布されることにより設けられた粘着層によって貼着されて構成されている。

【0041】

表面シート110は、配送情報記入片である配送伝票片111と、通知情報記入片である明細書片112とが折り部115を介して接続して構成されている。

【0042】

配送伝票片111は、送り状113と分離票である受領書114とを有し、受領書114は、周囲に形成されたミシン目117によって分離可能に区画形成されている。また、受領書114の角部には切り込み118が形成されており、この切り込み118が、受領書114を配送伝票片111から分離する際に摘み代となっている。送り状113及び受領書114には、この配送用ラベルが貼着される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が記入あるいは印字される配送情報記入領域113a, 114aがそれぞれ設けられており、受領書114にはさらに、配送物が配送先に届けられた際に受領印を押下するための押印領域114bが設けられている。

【0043】

明細書片112には、この配送用ラベルが貼着される配送物の詳細が記入あるいは印字

10

20

30

40

50

される明細情報記入領域 1 1 2 a が設けられている。

【 0 0 4 4 】

表面シート 1 1 0 は、配送伝票片 1 1 1 と明細書片 1 1 2 の接続方向に延びるようにその両側部に沿って第 1 の切り離し線であるミシン目 1 1 6 が形成されている。また、表面シート 1 1 0 の裏面には、受領書 1 1 4 を除いた領域に粘着剤 1 3 0 が塗布されている。すなわち、受領書 1 1 4 の剥離紙 1 2 0 に対向する面には粘着剤 1 3 0 が塗布されていない。

【 0 0 4 5 】

剥離紙 1 2 0 は、表面シート 1 1 0 との貼着面の配送伝票片 1 1 1 に対向する領域のうち、配送伝票片 1 1 1 に形成されたミシン目 1 1 6 に対向する部分から外側の領域に剥離剤 1 4 0 が塗布されており、それにより、表面シート 1 1 0 の剥離剤 1 4 0 に対向する領域、すなわちミシン目 1 1 6 よりも外側の領域が、剥離紙 1 2 0 が剥離可能となった擬似貼着部 1 1 9 となっている。また、剥離紙 1 2 0 の配送伝票片 1 1 1 に対向する領域のうち、ミシン目 1 1 6 に対向する領域にはスリット 1 2 1 が形成されており、それにより、擬似貼着部 1 1 9 に対向する領域が剥離紙 1 2 0 の他の領域から分離可能な分離部 1 2 3 となっている。さらに、剥離紙 1 2 0 の明細書片 1 1 2 に対向する領域のうち、明細書片 1 1 2 に形成されたミシン目 1 1 6 に対向する領域に第 2 の切り離し線であるミシン目 1 2 2 が形成されている。なお、剥離紙 1 2 0 の表面シート 1 1 0 との貼着面またはそれとは反対側の面のうち、明細書片 1 1 2 に対向する領域に地紋を印刷しておくことも考えられる。その場合、この配送用ラベルが配送物に貼着された状態において、明細書片 1 1 2 の明細情報記入領域 1 1 2 a に記入または印字された明細情報を外部から視認困難とすることができる。

【 0 0 4 6 】

以下に、上記のように構成された配送用ラベルの使用方法について説明する。

【 0 0 4 7 】

まず、図 4 に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法について説明する。

【 0 0 4 8 】

図 5 は、図 4 に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法を説明するための図である。

【 0 0 4 9 】

図 4 に示した配送用ラベルを配送物に貼着する場合は、まず、図 5 (a) に示すように、明細書片 1 1 2 及び剥離紙 1 2 0 の明細書片 1 1 2 に対向する領域を、折り部 1 1 5 から明細書片 1 1 2 の配送伝票片 1 1 1 との接続側とは反対側の端部までの略中心部にて明細書片 1 1 2 が内側となるように折り畳む。

【 0 0 5 0 】

次に、図 5 (b) に示すように、上記のように折り畳まれた明細書片 1 1 2 及び剥離紙 1 2 0 の明細書片 1 1 2 に対向する領域について、明細書片 1 1 2 及び剥離紙 1 2 0 にそれぞれ形成されたミシン目 1 1 6 , 1 2 2 を破断し、ミシン目 1 1 6 , 1 2 2 の外側となる部分を取り除く。

【 0 0 5 1 】

そして、配送伝票片 1 1 1 の擬似貼着部 1 1 9 を剥離紙 1 2 0 から剥離する。配送伝票片 1 1 1 は粘着剤 1 3 0 によって剥離紙 1 2 0 に貼着されているものの、擬似貼着部 1 1 9 は、剥離紙 1 2 0 の擬似貼着部 1 1 9 に対向する領域に塗布された剥離剤 1 4 0 によって剥離紙 1 2 0 から剥離することができる。また、剥離紙 1 2 0 の擬似貼着部 1 1 9 に対向する領域は、スリット 1 2 1 によって剥離紙 1 2 0 の他の領域から分離可能な分離部 1 2 3 となっているため、剥離紙 1 2 0 の分離部 1 2 3 を擬似貼着部 1 1 9 から剥離すると、分離部 1 2 3 は剥離紙 1 2 0 から分離することになる。また、表面シート 1 1 0 及び剥離紙 1 2 0 を折り部 1 1 5 を中心として剥離紙 1 2 0 が内側となるように折り畳み、剥離紙 1 2 0 の分離部 1 2 3 を配送伝票片 1 1 1 から剥離したことにより擬似貼着部 1 1 9 の裏面に表出した粘着剤 1 3 0 によって図 5 (c) に示すように配送物 1 5 0 に貼着する。

【 0 0 5 2 】

10

20

30

40

50

配送物 150 に貼着された配送用ラベルは、配送伝票片 111 が表側となり、その裏側に明細書片 112 が配置された状態となり、図 5 (d) に示すように、配送伝票片 111 に設けられた送り状 113 及び受領書 114 の配送情報記入領域 113 a, 114 a にそれぞれ記入あるいは印字された配送情報が視認可能となった状態で配送物 150 が配送先に配送されることとなる。

【0053】

次に、図 4 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法について説明する。

【0054】

図 6 は、図 4 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法を説明するための図である。

10

【0055】

図 4 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送され、受領書 114 の押印領域 114 b に受領印が押下された後、図 6 (a) に示すように、受領書 114 の切り込み 118 を摘み、ミシン目 117 を破断していくことにより受領書 114 を配送伝票片 111 から分離する。この際、配送伝票片 111 の裏面のうち受領書 114 の裏面には粘着剤 130 が塗布されていないため、配送伝票片 111 から分離した受領書 114 を配送物 50 から離脱させて回収することができる。

【0056】

次に、図 6 (b) に示すように、配送伝票片 111 に形成されたミシン目 116 を破断していくことにより、配送伝票片 111 から擬似貼着部 119 を分離し、擬似貼着部 119 以外の領域を配送物 150 から離脱させる。

20

【0057】

そして、折り畳まれていた表面シート 110 及び剥離紙 120 を広げることにより、図 6 (c) に示すように、明細書片 112 の明細情報記入領域 112 a に記入あるいは印字された明細情報が視認可能となり、配送物 150 に貼着された擬似貼着部 119 を配送物 150 から剥離することなく、明細情報記入領域 112 a に記入あるいは印字された明細情報を、この配送用ラベルが貼着された配送先に通知することができる。

【0058】

このように、本形態においては、配送伝票片 111 と明細書片 112 とが同一の表面シート 110 上に設けられていることにより、配送伝票片 111 の配送情報記入領域 113 a, 114 a に記入または印字された配送情報と明細書片 112 とのマッチングミスを防止することができる。また、配送伝票片 111 が表側となり、その裏側に明細書片 112 が配置された状態で配送物 150 に貼着され、その後、配送伝票片 111 のミシン目 116 が破断されることにより、明細書片 112 が配送物 150 から離脱されるので、明細書片 112 を段ボール等に入れることなく、配送物の配送先に送付することができる。

30

【0059】

(第3の実施の形態)

図 7 は、本発明の配送用ラベルの第 3 の実施の形態を示す図であり、(a) は表面から見た図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図、(c) は (a) に示した B - B' 断面図、(d) は表面シート 210 の裏面の構成を示す図、(e) は剥離紙 220 の表面シート 210 との貼着面の構成を示す図である。

40

【0060】

本形態は図 7 に示すように、第 1 の実施の形態に示したものと第 2 の実施の形態に示したものとを組み合わせたものであって、表面シート 210 のミシン目 216 b よりも外側の領域が、剥離紙 220 が剥離可能となった第 1 の擬似貼着部 219 c となり、また、表面シート 210 の剥離紙 220 に塗布された剥離剤 240 に対向する領域が、剥離紙 220 が剥離可能となった第 2 の擬似貼着部 219 a, 219 b となっている。

【0061】

以下に、上記のように構成された配送用ラベルの使用方法について説明する。 まず、

50

図 7 に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法について説明する。

【 0 0 6 2 】

図 8 は、図 7 に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法を説明するための図である。

【 0 0 6 3 】

図 7 に示した配送用ラベルを配送物に貼着する場合は、まず、配送伝票片 2 1 1 の擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 b を剥離紙 2 2 0 から剥離する。配送伝票片 2 1 1 は粘着剤 2 3 0 によって剥離紙 2 2 0 に貼着されているものの、擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 b は、剥離紙 2 2 0 の擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 b に対向する領域に塗布された剥離剤 2 4 0 によって剥離紙 2 2 0 から剥離することができる。また、剥離紙 2 2 0 の擬似貼着部 2 1 9 b に対向する領域は、スリット 2 2 1 a によって剥離紙 2 2 0 の他の領域から分離可能な分離部 2 2 3 a となっているため、剥離紙 2 2 0 の分離部 2 2 3 a を擬似貼着部 2 1 9 b から剥離すると、図 8 (a) に示すように、分離部 2 2 3 a は剥離紙 2 2 0 から分離することになる。また、剥離紙 2 2 0 をミシン目 2 2 2 を中心として折り畳むとともに、表面シート 2 1 0 の明細書片 2 1 2 と剥離紙 2 2 0 の明細書片 2 1 2 に対向する領域を、ミシン目 2 2 2 から明細書片 2 1 2 の配送伝票片 2 1 1 との接続側とは反対側の端部までの略中心部にて明細書片 2 1 2 が内側となるように折り畳み、さらに、図 8 (b) に示すように、上記のように折り畳まれた明細書片 2 1 2 及び剥離紙 2 2 0 の明細書片 2 1 2 に対向する領域について、明細書片 2 1 2 及び剥離紙 2 2 0 にそれぞれ形成されたミシン目 2 1 6 b , 2 2 2 を破断し、ミシン目 2 1 6 b , 2 2 2 の外側となる部分を取り除く。

【 0 0 6 4 】

そして、配送伝票片 2 1 1 の擬似貼着部 2 1 9 c を剥離紙 2 2 0 から剥離する。配送伝票片 2 1 1 は粘着剤 2 3 0 によって剥離紙 2 2 0 に貼着されているものの、擬似貼着部 2 1 9 c は、剥離紙 2 2 0 の擬似貼着部 2 1 9 c に対向する領域に塗布された剥離剤 2 4 0 によって剥離紙 2 2 0 から剥離することができる。また、剥離紙 2 2 0 の擬似貼着部 2 1 9 c に対向する領域は、スリット 2 2 1 b によって剥離紙 2 2 0 の他の領域から分離可能な分離部 2 2 3 b となっているため、剥離紙 2 2 0 の分離部 2 2 3 b を擬似貼着部 2 1 9 c から剥離すると、分離部 2 2 3 b は剥離紙 2 2 0 から分離することになる。

【 0 0 6 5 】

すると、剥離紙 2 2 0 の分離部 2 2 3 b を配送伝票片 2 1 1 から剥離したことにより擬似貼着部 2 1 9 c の裏面に粘着剤 2 3 0 が表出するとともに、図 8 (c) に示すように、配送伝票片 2 1 1 の擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 b においても粘着剤 2 3 0 がそれぞれ表出し、その粘着剤 2 3 0 が表出した面側に明細書片 2 1 2 が配置された状態となる。なお、本形態においては、剥離紙 2 2 0 及び明細書片 2 1 2 を上述したように折り畳んだ場合に、折り畳まれた領域が、図 8 (c) に示すように、配送伝票片 2 1 1 の擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 b によって挟まれた領域の長さよりも短くなるような形状となっている。

【 0 0 6 6 】

そのため、擬似貼着部 2 1 9 a ~ 2 1 9 c にて表出した粘着剤 2 3 0 によって配送用ラベルを配送物に貼着すると、図 8 (d) に示すように、配送伝票片 2 1 1 が表側となり、その裏側に明細書片 2 1 2 が配置された状態となり、配送伝票片 2 1 1 の 4 辺が配送物 2 5 0 に貼着されることになる。そのため、配送用ラベルが配送物 2 5 0 に貼着された状態にて配送用ラベルと配送物との間に異物が混入してしまうことがなく、また、配送物 2 5 0 の配送途中において物がひっかかる等して配送用ラベルが不用意に剥がれてしまうことを回避することができる。そして、図 8 (e) に示すように、配送伝票片 2 1 1 に設けられた送り状 2 1 3 及び受領書 2 1 4 の配送情報記入領域 2 1 3 a , 2 1 4 a にそれぞれ記入あるいは印字された配送情報が視認可能となった状態で配送物 2 5 0 が配送先に配送されることとなる。

【 0 0 6 7 】

次に、図 7 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法について説明する。

【 0 0 6 8 】

10

20

30

40

50

図 9 は、図 7 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法を説明するための図である。

【 0 0 6 9 】

図 7 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送され、受領書 2 1 4 の押印領域 2 1 4 b に受領印が押下された後、図 9 (a) に示すように、受領書 2 1 4 の切り込み 2 1 8 を摘み、ミシン目 2 1 7 を破断していくことにより受領書 2 1 4 を配送伝票片 2 1 1 から分離する。この際、配送伝票片 2 1 1 の裏面のうち受領書 2 1 4 の裏面には粘着剤 2 3 0 が塗布されていないため、配送伝票片 2 1 1 から分離した受領書 2 1 4 を配送物 5 0 から離脱させて回収することができる。

【 0 0 7 0 】

次に、図 9 (b) に示すように、配送伝票片 2 1 1 に形成されたミシン目 2 1 6 a , 2 1 6 b を破断していくことにより、図 9 (c) に示すように配送伝票片 2 1 1 から擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 c を分離する。

【 0 0 7 1 】

そして、図 9 (d) に示すように、配送伝票片 2 1 1 の裏側に折り畳まれていた明細書片 2 1 2 及びそれに対向する剥離紙 2 2 0 を広げることにより、図 9 (e) に示すように、明細書片 2 1 2 の明細情報記入領域 2 1 2 a に記入あるいは印字された明細情報が視認可能となり、配送物 2 5 0 に貼着された擬似貼着部 2 1 9 a , 2 1 9 c を配送物 2 5 0 から剥離することなく、明細情報記入領域 2 1 2 a に記入あるいは印字された明細情報を、この配送用ラベルが貼着された配送先に通知することができる。

【 0 0 7 2 】

その後、剥離紙 2 2 0 に形成されたミシン目 2 2 2 を破断することにより、擬似貼着部 2 1 9 b によって配送物 2 5 0 に貼着された配送伝票片 2 1 1 から明細書片 2 1 2 を分離することができる。

【 0 0 7 3 】

このように、本形態においては、配送伝票片 2 1 1 と明細書片 2 1 2 とが同一の表面シート 2 1 0 上に設けられていることにより、配送伝票片 2 1 1 の配送情報記入領域 2 1 3 a , 2 1 4 a に記入または印字された配送情報と明細書片 2 1 2 とのマッチングミスを防止することができる。また、配送伝票片 2 1 1 が表側となり、その裏側に明細書片 2 1 2 が配置された状態で配送物 2 5 0 に貼着され、その後、配送伝票片 2 1 1 のミシン目 2 1 6 a , 2 1 6 b が破断されることにより、明細書片 2 1 2 が取り出されるので、明細書片 2 1 2 を段ボール等に入れることなく、配送物の配送先に送付することができる。

【 0 0 7 4 】

なお、上述した 3 つの実施の形態においては、明細書片 1 2 , 1 1 2 , 2 1 2 や剥離紙 2 0 , 1 2 0 , 2 2 0 を折り畳んで配送伝票片 1 1 , 1 1 1 , 2 1 1 の裏側に配置しているが、明細書片 1 2 , 1 1 2 , 2 1 2 の形状によっては、明細書片 1 2 , 1 1 2 , 2 1 2 や剥離紙 2 0 , 1 2 0 , 2 2 0 を折り畳むことなく配送伝票片 1 1 , 1 1 1 , 2 1 1 の裏側に配置することもできる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 7 5 】

【 図 1 】 本発明の配送用ラベルの第 1 の実施の形態を示す図であり、(a) は表面から見た図、(b) は (a) に示した A - A ' 断面図、(c) は表面シートの裏面の構成を示す図、(d) は剥離紙の表面シートとの貼着面の構成を示す図である。

【 図 2 】 図 1 に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法を説明するための図である。

【 図 3 】 図 1 に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法を説明するための図である。

【 図 4 】 本発明の配送用ラベルの第 2 の実施の形態を示す図であり、(a) は表面から見た図、(b) は (a) に示した A - A ' 断面図、(c) は表面シートの裏面の構成を示す図、(d) は剥離紙の表面シートとの貼着面の構成を示す図である。

【 図 5 】 図 4 に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法を説明するための図である。

10

20

30

40

50

【図6】図4に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法を説明するための図である。

【図7】本発明の配送用ラベルの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は表面から見た図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は表面シートの裏面の構成を示す図、(e)は剥離紙の表面シートとの貼着面の構成を示す図である。

【図8】図7に示した配送用ラベルの配送物への貼着方法を説明するための図である。

【図9】図7に示した配送用ラベルが貼着された配送物が配送先に配送された後の使用方法を説明するための図である。

【符号の説明】

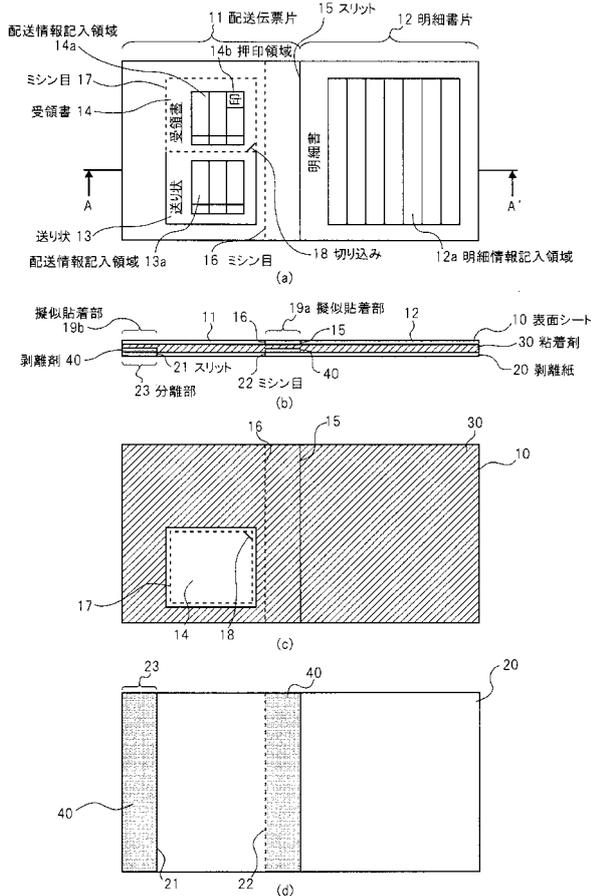
10

【0076】

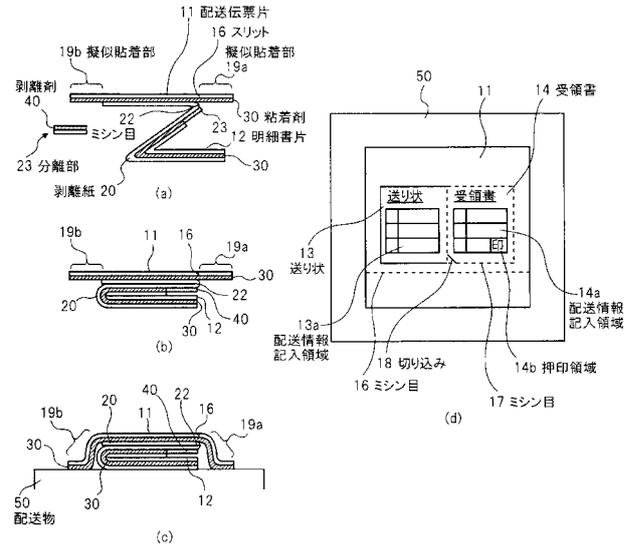
10, 110, 210	表面シート
11, 111, 211	配送伝票片
12, 112, 222	明細書片
13, 113, 213	送り状
13a, 14a, 113a, 114a, 213a, 214a	配送情報記入領域
14, 114, 214	受領書
14b, 114b, 214b	押印領域
15, 21, 121, 221a, 221b	スリット
16, 17, 22, 116, 117, 122, 216a, 216b, 217, 222	
ミシン目	
18, 118, 218	切り込み
19a, 19b, 119, 219a ~ 219c	擬似貼着部
20, 120, 220	剥離紙
23, 123, 223	分離部
30, 130, 230	粘着剤
40, 140, 240	剥離剤
50, 150, 250	配送物
115	折り部

20

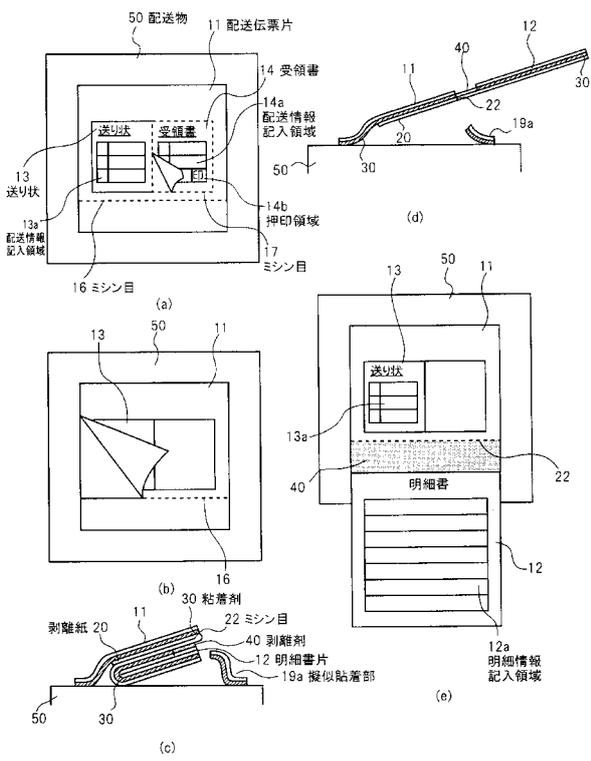
【図 1】



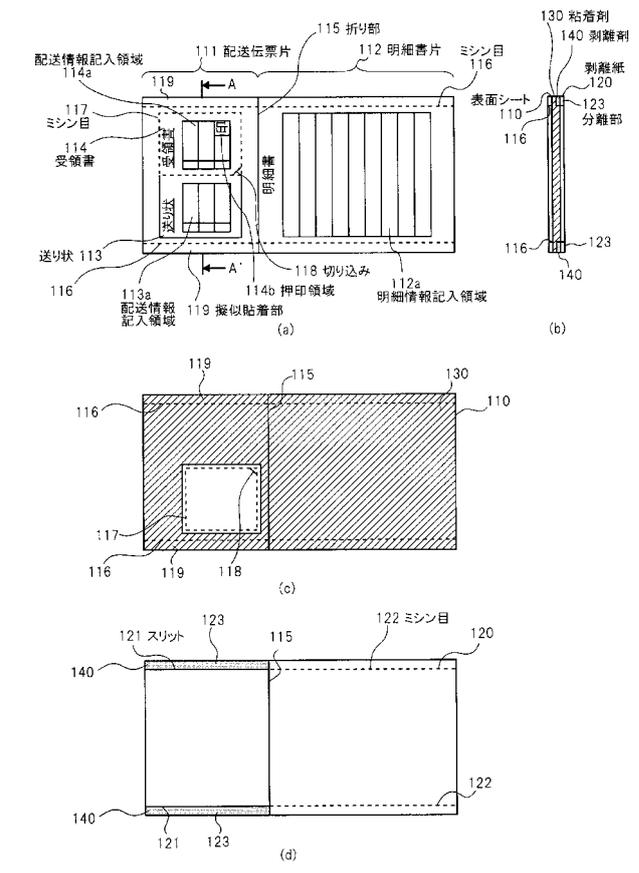
【図 2】



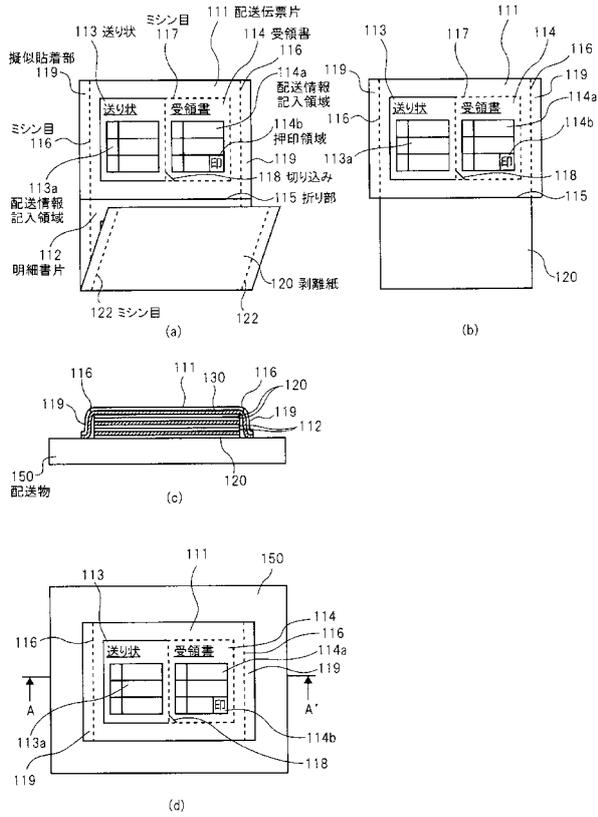
【図 3】



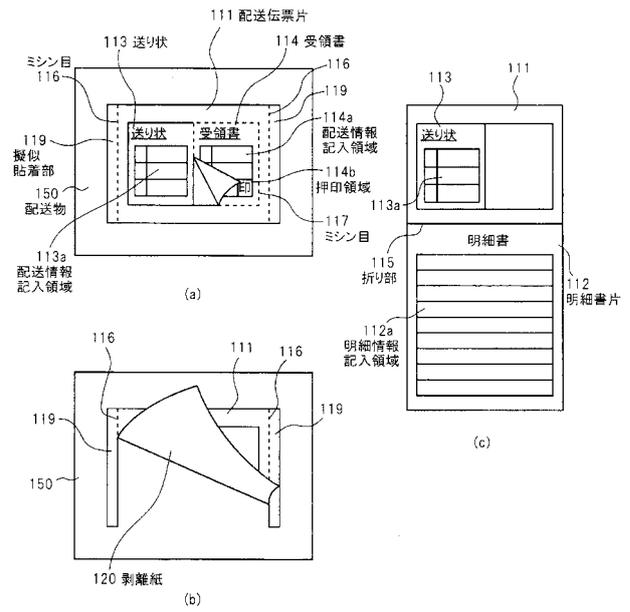
【図 4】



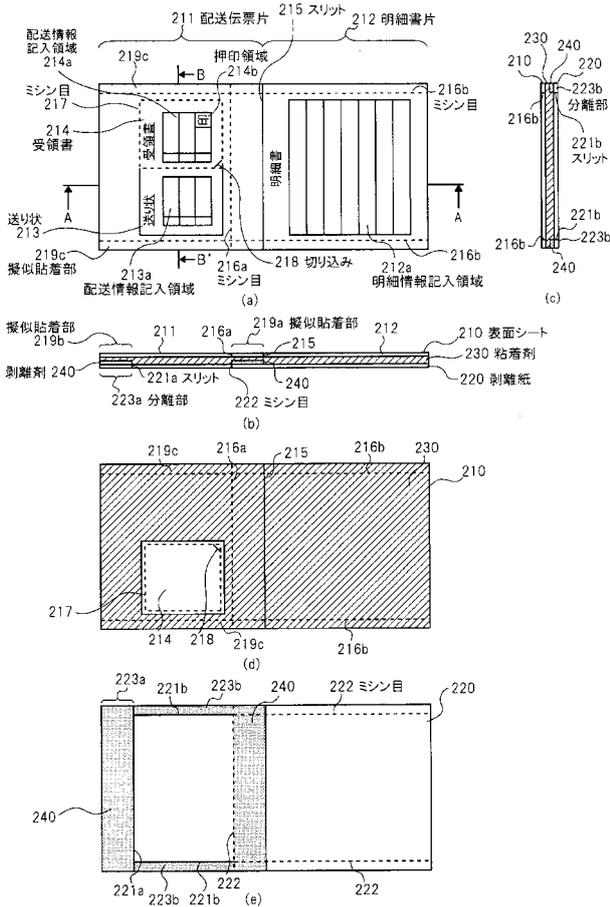
【図5】



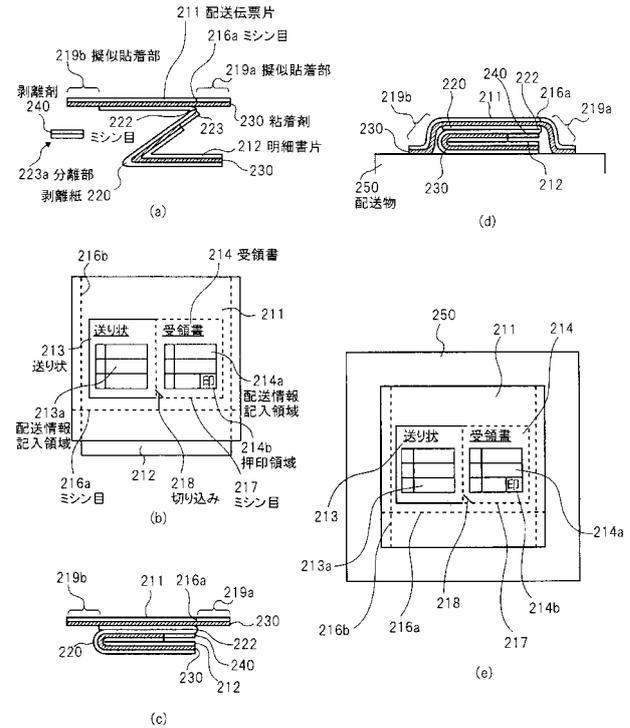
【図6】



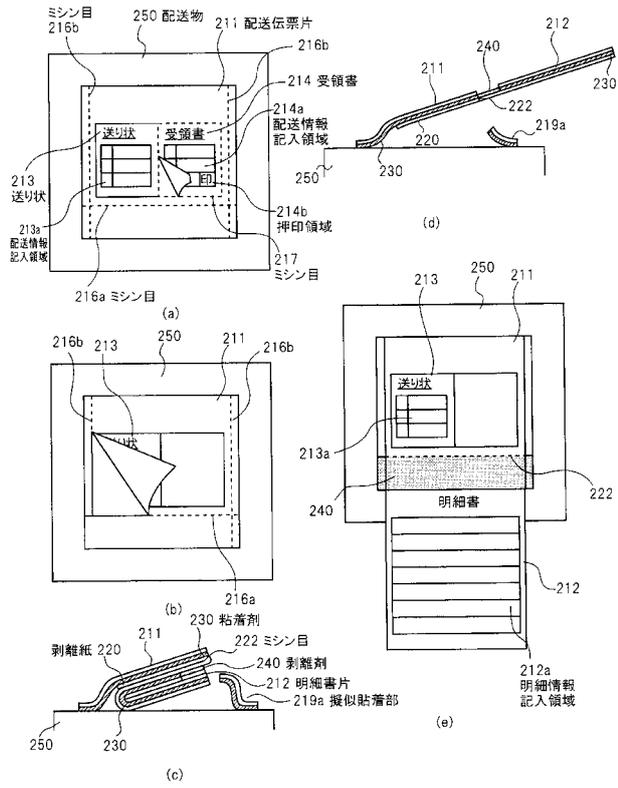
【図7】



【図8】



【 図 9 】



フロントページの続き

(72)発明者 齋藤 信行

静岡県浜松市東区竜光町2番地の101 トッパン・フォームズ東海株式会社内